

平成 29 年 4 月 26 日

保護者のみなさまへ

大阪府立和泉総合高等学校

感染症にかかったとき

学校での流行予防のため、学校保健安全法では感染症を第一種～第三種の感染症を定めています。

- ・ 各種ごとに出席停止の期間が定められています。
- ・ 感染症にかかったときは、学校に連絡をしてください。
- ・ 医師の指示で学校を休んでください。医師の指示で登校してください。
- ・ 登校できるようになったときは、罹患証明書や診断書を学校に提出してください。

第一種

・・・ 治癒するまで「出席停止」

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第二種

・・・ 感染症ごとに「出席停止」期間の定め

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ熱が下がった後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消えるまで
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後 2 日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種

・・・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで「出席停止」

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、

流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *その他の感染症

***その他の感染症に関しては、重大な流行が起り、感染拡大防止のために必要と認められた場合のみ、出席停止扱いになります。よってその他の感染症にかかっても、直ちに出席停止の扱いになるわけではありません。**

***その他の感染症＝溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ熱）、感染症胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など**

別紙（１）

主治医様

感染症罹患証明書の発行について（お願い）

学校保健安全法施行規則第19条により、感染症罹患者については出席停止措置となります。つきましては、お手数ですが下記証明書に必要事項をご記入の上、本校生徒にお渡し下さいますようお願いいたします。

大阪府立和泉総合高等学校

証明書

年 組 番

氏名 _____

診断名 _____

上記の疾患で 令和 年 月 日から _____ 日間
令和 年 月 日まで

加療の結果、主要症状が消退し感染の恐れがないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

住 所

主治医 _____ 印

担任記入欄

欠席期間 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
_____ 日間